

認証基準の一部改正について【新旧対照表】

| 飲食 | 宿泊 | 改正前   | 改正後  |
|----|----|---|--|
| 2  | —  | 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。   | 順番待ち等により列が発生する場合は、来店者同士が <b>触れ合わない程度の間隔</b> を確保するよう誘導・表示などを行う。                               |
| —  | 2  | フロント、ロビーでは、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の来館者同士の対人距離を確保する。   | フロント、ロビーでは、来館者同士が <b>触れ合わない程度の間隔</b> を確保するよう誘導・表示などを行う。                                      |
| 3  | —  | レジ等での会計時には、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。  | レジ等での会計時に <b>おける</b> 現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。   |
| —  | 3  | フロントデスクでは、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。   | フロントデスクでの <b>現金</b> 等の受け渡し後には手指消毒を行う。  |
| —  | 4  | フロントデスク、筆記具等は接触ごとに清拭消毒を行う。  | フロントデスク、筆記具等は <b>適時</b> 清拭消毒を行う。   |
| —  | 5  | 団体の受入時には、チェックイン・チェックアウト時に代表者がまとめて手続きを行い、ツアー参加者は1つの場所に固まらず、分散して待機を行うように誘導する。   | <b>削除</b>  |
| —  | 6  | 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。それらの症状が認められた場合、来館者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請する。その後の対応は、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。 | 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。 |
| 5  | 7  | 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。   | 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。  |

| 飲食 | 宿泊 | 改正前   | 改正後  |
|----|----|---|--|
| 7  | 9  | エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。                            | 削除   |
| 8  | 10 | 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。  | 削除   |
| 9  | 11 | 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。                        | 削除   |
| —  | 12 | 使い捨てコップ、スリッパ等の導入または消毒を徹底する。   | 削除   |
| —  | 13 | 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば食堂等に入場しないよう要請する。 | 削除   |
| 10 | 14 | 滞在時間の制限（2時間程度）や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。                         | 削除   |
| 11 | 15 | 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。                                       | 削除   |
| 12 | 16 | 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。                                | 卓上に共用調味料、ポット等を置く場合、これらを適時消毒する。               |
| 13 | 17 | お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。                            | 回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。      |
| 14 | 18 | 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。                                   | 大声での会話を避けるように注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減する。 |
| —  | 21 | 個室使用又は部屋食の場合は、従業員の客室への入室回数をできるだけ少なくする。                                | 削除   |
| 18 | —  | トイレの入り口付近（店舗側）に消毒液を設置する。  | 削除   |
| —  | 37 | 共用トイレの入り口付近（通路側）に消毒液を設置する。  | 削除   |
| 19 | —  | トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。  | 削除   |
| —  | 38 | トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示する。  | 削除   |

| 飲食 | 宿泊 | 改正前  | 改正後  |
|----|----|--|--|
| 20 | 39 | トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。   | 削除   |
| —  | 31 | 休憩スペースがある場合、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避けるよう要請する。<br>(休憩可能人数： 人、休憩人数上限： 人)   | 削除 (No.40と統合)  |
| 21 | 40 | 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。(喫煙スペースの広さ： m <sup>2</sup> 、利用上限人数： 人)   | 待合室や喫煙スペース等の店内の一箇所に利用者が集まるなど、3つの密が発生しないよう留意する。<br>(宿泊基準では、「待合室」を「休憩室」に、「店内」を「施設内」に置き換える)   |
| 22 | 23 | 【テーブル間の配置】※(項番)のどちらかを満たすこと<br><br>同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。(テーブル間：最低 m)<br><br>同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽する。                  | 【テーブル間の配置】※(項番)のどちらかを満たすこと<br><br>同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。<br><br>同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽できるようにする。                                |
| 23 | 24 | 【同一テーブルでの席の配置】<br>※(項番)のどちらかを満たすこと<br>※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。<br><br>真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。(座席間隔：最低 m)<br><br>正面および隣席間においては、テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽する。 | 【同一テーブルでの席の配置】<br>※(項番)のどちらかを満たすこと<br>※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。<br><br>真正面での着座配置をしないなど、座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。<br><br>テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽できるようにする。 |

| 飲食 | 宿泊 | 改正前  | 改正後  |
|----|----|--|--|
| 24 | 25 | <p>【カウンターテーブルの席の配置】</p> <p>※（項番）のどちらかを満たすこと</p> <p>※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。</p> <p>カウンターテーブルの席間は最低1m以上確保できるよう配置する。</p> <p>隣席間においては、テーブル上にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置して遮蔽する。</p>   | <p>【カウンターテーブルの席の配置】</p> <p>※（項番）のどちらかを満たすこと</p> <p>※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。</p> <p>カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。</p> <p>カウンターテーブル上にパーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）を設置して遮蔽できるようにする。</p> |
| 25 | 26 | <p>【ビュッフェスタイルがある場合】</p> <p>※（項番）のどちらかを満たすこと</p> <p>利用者は、取り分け時はマスクを着用し、一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用の tong や箸を利用する際、これらを共有する場合は、手指の消毒又は使い捨て手袋等の着用を徹底する。または取り分け用の tong や箸を個別に使用し、共有としないことを徹底する。なお、使い捨て手袋を使用する際は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。</p> <p>料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。</p> | <p>【ビュッフェスタイルがある場合】</p> <p>※（項番）のどちらかを満たすこと</p> <p>一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用の tong や箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底する。</p> <p>料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。</p>  |
| 30 | 45 | <p>手袋は、汚れた場合には付け換え、外した後には手指消毒や手洗いを実施する。</p>  | <p>削除</p>  |

| 飲食  | 宿泊  | 改正前   | 改正後  |
|-----|-----|---|--|
| —   | 3 2 | 足拭きマットは定期的に交換する。  | 削除   |
| —   | 3 3 | ロッカー、マッサージ機、体重計等の共有備品は定期的に清拭消毒する。   | ロッカー、マッサージ機、体重計等の共有備品は適切に清拭消毒する。                         |
| —   | 3 4 | タオルは部屋からの持ち出しとするなど利用者ごとに用意し、他者の手が触れないようにする。                                       | 削除   |
| —   | 3 5 | スリッパを共用することのないよう、ビニール袋等に入れる等、各自での保管を要請する。   | 削除   |
|     | 3 6 | 化粧品、ブラシ等は持参を要請するか、清拭消毒したものを利用者ごとに用意する。  | 化粧品、ブラシ等は持参するよう周知する。                                     |
| 3 1 | —   | 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。                               | 削除   |
| —   | 4 6 | 利用者への応接にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。  | 削除   |
| 3 2 | 4 7 | 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。                                     | 休憩スペースでは、必要に応じ一度に休憩する人数を減らすなど、密を回避する。                    |
| 3 4 | 5 0 | 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。<br>(ユニフォーム洗濯頻度：                    ごとに洗濯)          | 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。                           |
| 3 5 | 5 1 | 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。  | 共通のタオルを使用しないこと。  |
| 3 6 | 5 2 | 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。 | 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清拭消毒する。 |
| 3 7 | 5 3 | ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。   | 削除   |

| 飲食 | 宿泊 | 改正前   | 改正後  |
|----|----|---|--|
| 38 | 54 | 食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。  | 食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理し、 <b>作業後に手を洗う。</b>   |
| 40 | 56 | 建築物衛生法の対象外施設の場合<br>※40のどちらかを満たすこと<br><br>換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m <sup>3</sup> ）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。<br><br>窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 | 建築物衛生法の対象外施設の場合<br>※（項番）のどちらかを満たすこと<br><br>換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m <sup>3</sup> ）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。<br><br>窓の開放による換気の場合は、 <b>適切な換気量の確保のため</b> 、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 |
| 41 | 57 | 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。  | <b>削除</b>  |
| —  | 58 | 宿泊中に、発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、客室からフロントに連絡するとともに、客室内で待機するよう要請する（同行者も同様）。   | <b>利用者から発熱や体調不良の申し出があった場合には、客室外へ出ないよう依頼し、食事も部屋に届けるなど、他者との接触を極力避ける（対応するスタッフも限定）。</b>  |
| —  | 59 | 感染疑いのある宿泊客への食事提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要がない形式として、客室に届けることとし、その際、従業員はマスクを着用の上、宿泊客との接触を避ける。   |  |

| 飲食 | 宿泊 | 改正前  | 改正後   |
|----|----|--|---|
| —  | 60 | 宿泊者から新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請するとともに、従業員からも新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、その後は新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。 | 症状が認められた場合は、宿泊者から最寄りの医療機関又は新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請し、その後は新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。 |
| A5 | A5 | 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。   | 削除  |

※変更により、飲食：36項目（うち必須31、アピール5）、宿泊：46項目（必須41、アピール5）となる